

学校 ICT 環境整備計画策定支援業務委託 仕様書

1. 本業務の背景

教育ICTを再構築するためには、国（文科省、総務省等）の最新動向や、学校現場の状況を把握したうえで、ネットワークインフラや校務系・学習系各システムのあるべき姿を定義する必要がある。その第一ステップとして、情報セキュリティ、システムの利便性、教職員の働き方改革、児童・生徒の学力向上や主体的・対話的で深い学びができるICT環境の整備といった多面的な要素の検討が求められると考えられる。その次のステップとして、コスト対効果の高いネットワークである前提で、市の予算措置に耐えうる範囲の再構築を計画・実施するために、仕様を調整し、説明資料を作成することが求められる。

さらにその先には、特定のベンダーに依存しない、公正・公平な調達仕様書を作成し、選定・評価を経て、契約。さらには複数のベンダー（ネットワーク、システム、現行等）をコントロールしながら無事導入・移行・切替を進めるといった難易度の高い役割が求められる。

また最近の学校ICT最適化案策定に関してはセキュリティガイドラインを始め、

- ①新学習指導要領（デジタル教科書活用、プログラミング学習含む。）
- ②防災と共存学校WiFi無線の導入
- ③大型表示機（電子黒板）とタブレット導入
- ④働き方改革等の実施

更には

- ⑤GIGAスクールネットワーク
- ⑥ひとり1台コンピュータ・高速ネットワークを可能とする「次世代の学校・教育現場」
- ⑦新時代の学びにおける先端技術導入（実証実験）等

といった多くの施策等も考慮して検討する必要がある。

そこで伊賀市（以下「本市」という。）としては国からの多くの施策をスムーズに取り入れ、教職員の効率化並びに児童生徒の学びやすい環境を実現するために、当該業務の専門知識を有する外部有識者である企業体に支援業務の人材を求めるとした。

2. 業務目的

本市では、この度文部科学省の様々の施策を導入するに際して、学校ICT整備に関する最適化計画を作成することとした。

本目的はスムーズに制度、施策に対応することは当然のことながら教職員の業務効率改善、働き方改革にも対応しつつ、子供たちの学びの場としての学校ICTの有効活用を目指すとともに安心・安全、児童生徒の安全を担保する為のセキュリティ強化の両立を目指すこととしている。

3. 業務内容

(1) 学校ICT端末及び各システム並びにネットワーク（学校内LAN・WAN 含む。）の現状調査・分析の実施

現状調査・機能性、安全性、効率性等の観点から分析を行う。

- ・校務系、校務外部接続系、学習系の3分離の在り方をふまえて分析。

(2) 現状調査・分析を踏まえた調達範囲、調達方法等を盛り込んだ最適化基本計画の作成

- ・RFIの実施支援（必要資料作成含む。）
- ・調達範囲、調達区分、調達方法、調達スケジュールを検討、計画を作成
- ・実施及び投資スケジュールをふまえた最適案の策定

（3～5ヶ年長期計画含む。）

(3) コストシミュレーションの実施

- ・令和2年、3年度予算申請のための最適化基本計画を元に見込費用の算出を行う。

(4) 調達支援業務（資料作成含）

- ・調達仕様書作成支援、ベンダー選定資料作成支援、業務支援中の一部調達時のベンダー選定支援

(5) 国の施策ならびに先進自治体での取組に関する情報提供

(6) 上記に付帯する業務及び関連業務

4. 業務体制

受託者は、同様の業務における実績者を本業務責任者として配し、実施体制を業務着手時に本市へ報告すること。

5. 受託者の責務等

作業開始に当たっては事前に、作業方法・作業スケジュール・作業体制に関する資料を作成し、本市の同意を得ること。

(1) 受託者の責務

- ① 受託者は関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- ② 受託者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- ③ 調査及び作業をする際には、行政業務に支障がないように配慮すること。
- ④ 本仕様書に記載されていない事項であって委託業務の実施にあたり必要となるものについては、関係課と協議のうえ実施するものとする。

- ⑤ 作業後には作業報告書を作成し、本市の確認を得ること。
- ⑥ 作業上作成した資料は、適宜、本市の確認を受けること。
- ⑦ 作業の打ち合わせについては、その議事録を作成し、本市にその都度提出すること。
- ⑧ 受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により本市の承認を得た場合は、この限りではない。
- ⑨ 委託業務履行時の個人情報等の取扱いについては、個人情報等の保護の重要性を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないように必要な措置を講じなければならない。

(2) 機密保持

- ① 本市が業務上必要と認めて貸与するデータの内部情報については、散逸、漏えい及び目的外使用などの事故が起きないように十分注意し、取り扱うこと。
- ② 全てのデータの取り扱いについては「伊賀市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守すること。
- ③ 故意、過失を問わずデータ流失事故が発生した場合は、発注者が指示する手続きに従い、速やかに報告を行うこと。また、事故により損害を与えた場合は、その損害を補償すること。
- ④ 受託者は、個人情報等の本業務作業に関して知り得た一切の事項を、契約期間のみならず、終了後も第三者へ漏えいしてはならない。
- ⑤ 受託者は、本市が承認した場合を除き、本業務に係る入出力資料及び記録媒体等（以下「資料等」という。）を本業務以外の用途に使用してはならない。また、本業務に係る資料等を第三者に提供し、または譲渡してはならない。
- ⑥ 受託者は、本市が許可した場合を除き、資料等を複写及び複製してはならない。本市の許可を得て複写及び複製したときは、本業務の終了後、直ちに複写及び複製した資料等を消去し、再生または再利用ができない状態にしなければならない。
- ⑦ 受託者は、機密情報を記した書類その他物件は、施錠できる場所に保管し、厳重に機密を保持しなければならない。
- ⑧ 受託者は、本市より借り受けた資料等について、本業務終了後に返還しなければならない。
- ⑨ 受託者は、以上の事項に違反して発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。本市が受託者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

(3) 成果品等に係る権利関係

- ① 受託者が複写、複製及び抜粋等により他の用に供する場合は、本市の承認を得なければならない。

- ② 受託者は本市に対し、成果品が第三者の著作権、産業財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。また、第三者の著作権を侵害しているとして、紛争が生じた場合にはその事実関係を速やかに報告しなければならない。この場合、受託者は、受託者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。
- ③ 一連の取組について、本市がホームページへの掲載等により情報発信する場合がありますため、了承のこと。

6. 業務のため提供する資料

これらは業務支援業者確定後提示する。

- (1) 各校図面
- (2) 各システム関連資料
- (3) PC教室関連資料
- (4) 校務端末及びその他端末関連資料
- (5) その他

7. 調査・システム化対象学校

上野東小学校	玉滝小学校
上野西小学校	阿山小学校
久米小学校	大山田小学校
上野北小学校（現 新居小学校）	青山小学校
府中小学校	崇広中学校
中瀬小学校	緑ヶ丘中学校
友生小学校	上野南中学校
依那古小学校	城東中学校
神戸小学校	柘植中学校
三訪小学校	霊峰中学校
成和東小学校	島ヶ原中学校
成和西小学校	阿山中学校
柘植小学校	大山田中学校
西柘植小学校	青山中学校
壬生野小学校	教育委員会
島ヶ原小学校	

8. 委託期間

契約締結日から令和2年3月27日まで

ただし繰越の承認を受けた場合、令和3年3月31日まで

9. 履行場所

本市が指定する場所

10. 成果物

(1) 成果物納入形態

成果物の作成にあたっては、MicrosoftOffice2016以降で編集可能な形式で作成し、紙媒体と電子データ（CD-ROM等の電子媒体1部）で納品すること。提出物については、作業の進捗状況により変更することがある。

(2) 成果物納入形態

成果品は次のとおりとし、教育総務課へ納入するものとする。

- ① 全体最適化計画書 : 2部
- ② 概算予算要求用資料 : 2部
- ③ 現行システム調査結果 : 2部
①～③は第一次 令和2年8月末、最終版業務終了時
- ④ 調達仕様書(案)関連 : 2部(令和2年11月)
- ⑤ GIGAスクール構想実現に係る事業のための仕様書(案)等(令和2年4月)
- ⑥ その他、業務上作成した資料一式 : 2部
- ⑦ 会議議事録(要旨) : 2部
MicrosoftWord版、Excel版もしくはPowerPoint版での電子データとし
会議終了後10日以内に提出すること。(メール可)
- ⑧ 電子データ MicrosoftWord版及びPDF版として電子媒体(CD-R又はDVD-R)1枚

※納入時期においては、業務担当課と調整すること

11. その他

- ア) 本仕様書に記載のない事項については、契約書に従うものとする。
- イ) 本業務を受注した事業者または関連会社(財務上の関連会社だけでなく人的関係の有する会社も含む。)は、一切のシステム化業務の調達に直接参加できないものとする。
- ウ) 本業務に必要なとなる機器、事務用品、作業場所、通信費等については、受託者の負担とする。
- エ) 本業務の成果物のうち、本市の資料に基づいて作成した資料の著作権は、本市が所有することとする。
- オ) その他、業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、本市と受託者との協議を行い必要な措置を行うこととする。

以上

元年度	業 務 委 託 設 計 書			
業 務 名	学校ICT環境整備計画策定支援業務委託			
履 行 場 所	伊賀市 教育委員会 内			
設 計 金 額	¥			
履 行 期 間	契約締結の日から令和2年3月27日まで	設計年月日	令和2年2月	
	業 務 委 託 の 大 要	積算者		検算者
業 種			業種コード	
業務価格 ¥				
	消費税 ¥			

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
		内 訳 明 細 書					
		学校ICT環境整備計画策定支援業務委託					
1	現状分析		1.00	式			
2	コストシミュレーション支援		1.00	式			
3	調達仕様書作成支援		1.00	式			
4	最適化計画策定支援		1.00	式			
	小 計						
	消 費 税						
	合 計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
		内 訳 明 細 書					
	学校ICT環境整備計画策定支援業務委託						
1	現状分析						
		現地調査及びドキュメント調査		人日			
		分析支援		人日			
		分析書類作成		人日			
		諸経費	1.00	式			
	小 計						
2	コストシミュレーション支援						
		RFI実施支援		人日			
		RF後分析支援		人日			
		分析書類作成		人日			
		諸経費	1.00	式			
	小 計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
		内 訳 明 細 書					
		学校ICT環境整備計画策定支援業務委託					
3	調達仕様書作成支援						
		要求仕様妥当性調査支援		人日			
		要求仕様作成支援		人日			
		書類作成		人日			
		諸経費	1.00	式			
	小 計						
4	最適化計画策定支援						
		全体最適化案要素分析支援		人日			
		全体最適化案作成支援		人日			
		書類作成		人日			
		諸経費	1.00	式			
	小 計						